

証券コード 9425
(発送日) 2024年1月15日
(電子提供措置開始日) 2024年1月9日

株 主 各 位

大阪市北区天満橋一丁目8番30号
O A P タ ワ ー 9 階
日本テレホン株式会社
代表取締役社長 有 馬 知 英

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.n-tel.co.jp/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース一覧へ」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本テレホン」または「コード」に当社証券コード「9425」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年1月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番30号
OAPタワー24階 A・B会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第36期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う
打切り支給の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

(添付書類)

事業報告

(自 2022年11月1日)
(至 2023年10月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2022年11月1日から2023年10月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されたことで経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調が続いております。一方で、資源・エネルギー価格の高騰、円安傾向による物価上昇、国際情勢の不安定化など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、円安や製造原価の上昇による価格高騰、物価高による家計の圧迫、買い替えサイクルの長期化等により、新品端末の出荷台数は減少傾向にあります。その一方で、高機能な最新技術よりもリーズナブルな実用性を求める需要が個人・法人ともに増大しており、低価格帯の回線サービスとも組み合わせる形で、リユースモバイル端末の市場は順調に成長しております。今後の市場規模につきましても、リユースモバイル端末の品質や安全性が認知されていくとともに、拡大が加速していくことが見込まれます。

このような事業環境の中、当社は顧客ニーズの変化を迅速に捉えるため、「ビヨンド・イマジネーション（注）」の行動ポリシーのもと、お客様が必要とするサービス・商品を的確に捉え、提供し続けるべく対応しております。

リユースモバイル端末を取扱うリユース関連事業におきましては、チャンネルごとの営業戦略に基づき、既存顧客との関係強化に取り組み、特にパートナー企業とは連携して各種施策を打ち出してまいりました。加えて、来期以降の伸長へ向けた基盤の確立も見据え、国内外で新規取引先の開拓にも注力し、一定の成果を上げることができました。また、新規商材であるリユースパソコンの取扱高が好調に推移し、個人・法人ともに売上高を牽引いたしました。オンラインチャンネルにおいては、リユースパソコンの取扱開始と各種販売促進施策が相まって、売上高・利益ともに当初の想定を上回りました。一方で、既存大口顧客の事業転換による取引停止、円安傾向による国内同業向け商品調達への悪影響、大型案件の一部不成立などが生じ、業績へのマイナス要因となりました。

また、中長期的な成長を支えるブランディング戦略として、当社のリユース関連事業全体を新ブランド「ReYuu（リユウ）」としてリブランディングを行いました。2024年2月1日に「ReYuu Japan株式会社」への商号変更を予定しております。「ReYuu」は、「①『リユウ』スの輪を広げる、②選ばれる『理由』がある、③『Re（何度も）』+『Yuu（結う＝繋げる）』」という想いを込めたものです。

キャリアショップ運営を中心とした移動体通信関連事業におきましては、2023年4月5日公表の「運営店舗の事業譲渡及び閉店完了のお知らせ」とおり、2023年4月1日付で事業譲渡および閉店が完了いたしました。これにより、135百万円の特別利益を計上しております。

なお、当社は、スタンダード市場への上場維持基準のうち、流通株式時価総額について基準を充たしておりませんでした。株価の上昇および流通株式比率の向上により、当事業年度末時点で同基準を充たしております。

これらの結果、当事業年度における売上高は4,089百万円、営業損失は185百万円、経常損失は204百万円、当期純損失は81百万円となりました。

(注) 「ビヨンド・イマジネーション」とは、「①お客様の想像を超える ②仲間の期待を超える ③自分の限界を超える」を行動ポリシーとした当社の基本方針であります。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。経営成績の状況を事業部門別に記載しております。

(リユース関連事業)

当事業年度におけるリユース関連事業におきましては、MVNO事業者チャネルでは、商品保証付き認定リユース品の商品展開、端末のオンライン買取サービスの提供等をフックとして、パートナー企業との連携を拡大・強化してまいりました。また、来期以降の伸長へ向けた基盤の確立のため、卸販売だけでなくレンタルのスキームも組み合わせて新規取引先の開拓を積極的に実施し、一定の成果を上げることができました。

国内法人チャネルにおいては、リユースパソコンの取扱高が好調に推移いたしました。リユースモバイル端末の売買につきましては、円安傾向が国内同業向け商品の調達に及ぼす影響への対策として、既存ネットワークの関係強化と、きめ細やかな価格調整による成約率上昇に向けて取り組みを実施しております。

個人向けオンラインチャネルにおいては、有力モールへの出店と自社サイトのリニューアルが予定どおり完了いたしました。親会社の株式会社ショーケースが持つオンライン領域での強みを活かしたSEO対策等の販売促進施策と並行して、当社独自の商品戦略・調達力を活用してリユースパソコンの新規追加を中心とする商品ラインナップの強化を行った結果、売上高・利益ともに当初の想定を上回りました。

グローバルチャネルにおいては、中古端末の国際的な集積地となっている香港およびドバイにおいて海外事業者の開拓が進み、取引社数および取引量が伸長いたしました。

関連して、商品の再生や物流を管理するモバイルリファビッシュセンターでは、再生業務および工程管理の効率化が進んでおり、取扱量増加に耐えるキャパシティの確保に引き続き取り組んでおります。

これらの結果、売上高3,737百万円、販売台数は84,857台となりました。

(移動体通信関連事業)

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、上述のとおり、当社の運営するキャリアショップ4店舗は、2023年4月1日付で事業譲渡および閉店が完了いたしました。

これらの結果、売上高329百万円、販売台数は2,650台となりました。

(その他の事業)

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高22百万円となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

区分	第35期 (2022年10月期) 前事業年度		第36期 (2023年10月期) 当事業年度		前事業年度比 (%)
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
(1) リユース関連事業					
小計	962,135	62.0	3,737,284	91.4	—
(2) 移動体通信関連事業					
①通信機器販売	352,663	22.7	261,118	6.4	—
②受取手数料収入	229,648	14.8	68,582	1.7	—
小計	582,311	37.5	329,700	8.1	—
(3) その他の事業					
小計	7,316	0.5	22,215	0.5	—
売上高合計	1,551,764	100.0	4,089,201	100.0	—

(注) 2022年10月期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月決算となっております。このため、前事業年度比については、記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、12百万円であります。その主なものは、オンライン買取サイトの構築によるものであります。

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

項 目	第33期 (2021年4月期)	第34期 (2022年4月期)	第35期 (2022年10月期)	第36期 (2023年10月期) 当事業年度
売 上 高	5,694,377	5,457,439	1,551,764	4,089,201
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	73,787	△121,632	△127,373	△204,118
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	65,158	△228,490	△178,102	△81,005
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	19円11銭	△57円10銭	△31円06銭	△14円14銭
総 資 産	1,232,515	1,888,142	1,572,702	1,917,619
純 資 産	700,081	1,310,771	1,132,669	1,051,961
1株当たり純資産額	205円36銭	228円30銭	197円69銭	183円56銭

(注) 2022年10月期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月決算となっております。

(5) 重要な親会社の状況 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
株式会社ショーケース	50百万円	40.32%	役員の兼任 従業員の出向受入 事務所の賃借 同社サービスの利用

(注) 親会社との間の取引に関する事項

親会社である株式会社ショーケースとの各取引に当たっては、取引自体の合理性および取引条件の妥当性を慎重に確認の上、取締役会の承認を得るものとしております。また、独立社外役員3名（取締役1名および監査役2名）が3分の1を占める取締役会において、親会社と少数株主との利益が相反する可能性についても十分に議論を行っており、一定の独立性が確保されているものと考えております。

なお、親会社と当社との間には、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の契約等はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、リユースモバイル端末を取扱うリユース関連事業を軸として、「①『リユース』の輪を広げる、②選ばれる『理由』がある、③『Re（何度も）』+『Yuu（結う＝繋げる）』』という想いを込めた「ReYuu（リユース）」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、円安や製造原価の上昇による価格高騰、物価高による家計の圧迫、買い替えサイクルの長期化により、新品端末の出荷台数は減少傾向にあります。その一方で、高機能な最新技術よりもリーズナブルな実用性を求める需要が個人・法人ともに増大しており、低価格帯の回線サービスとも組み合わせる形で、リユースモバイル端末の市場は順調に成長しております。今後の市場規模につきましても、リユースモバイル端末の品質や安全性が認知されていくとともに、拡大が加速していくことが見込まれます。

このような事業環境を踏まえ、当社といたしましては、以下の事項を課題と認識し対処をしてみたいと思います。

① 安定的な調達量の確保と販売網の拡大

拡大するリユースモバイル端末の市場において市場シェアの向上を目指すため、安定的な調達量の確保と販売網の拡大が課題であると認識しております。調達量の確保のため、調達専門の人材を確保し、国内外への新規調達先の開拓、パートナー企業を通じた調達の連携強化を継続し、安定的な調達量の確保を図ってまいります。また、当社独自の他社連携可能なオンライン買取プラットフォームも活用しながら、利益率の高いエンドユーザーからの直接買取を拡大してまいります。

一方、販売網の拡大に向けて、卸販売・買取・レンタル・商品保証・キittingを一体化した総合的な端末サービスを武器に、既存パートナー企業への深耕営業および新規開拓を進めてまいります。国内法人チャネルにおいては、既存ネットワークの関係強化と、きめ細やかな価格調整による成約率上昇を目指してまいります。また、親会社である株式会社ショーケースの知見を活かした個人向けオンラインチャネルでの販売強化にも引き続き取り組んでまいります。

② 新事業領域の確立

新事業領域を成長の柱として確立させることが課題であると認識しております。リユースパソコンについては、好調であるメーカー整備済み品の販売を実施しつつ、一般法人からの買取を積極的に強化してまいります。グローバルチャネルにおいては引き続き海外事業者の開拓を推進し、販売・調達の両面で安定的な取引を目指すことで、為替動向に応じて柔軟に利益最大化を図る体制作りを図ってまいります。また、商品の再生・物流を担うモバイルリファビッシュセンターにおきましては、これら新事業領域の確立と取扱量の拡大に向けて後方支援体制を整備してまいります。

③ ストック収益の拡大

商品販売におけるフロー収益はもとより、ストック収益の積み上げによって、より安定的で継続的な収益モデルを構築することを課題として認識しております。そのため、当社の提供する端末に、業務に必要なSaaSを組み合わせた法人向けサブスクリプションモデルの展開や、法人向けレンタルサービスのブラッシュアップに取り組んでまいります。

④ 業務効率化・DX化

事業の拡大を支えるため、リユース関連事業全体のDX化と、商品の再生と物流を担うモバイルリファビッシュセンターにおける業務効率化も課題であると認識しております。商品の入荷から出荷まで一元管理する在庫管理システムや、再生・検品といった現場作業を効率化するシステムの導入に向けて積極的に投資を行います。

⑤ 人材戦略

持続的な企業価値の向上に資するため、成長の源泉として、人材の採用・育成を重要な課題として認識しております。将来を支えられる優秀な人材を確保するための採用体制の強化、自主的な成長を積極的に支援する育成環境の整備、従業員エンゲージメントを高める魅力的な職場環境の構築に取り組んでまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2022年4月期および2022年10月期（6ヵ月決算）において、新型コロナウイルス感染症の影響による調達難等により営業損失を計上する結果となりました。

2023年10月期においては、業績回復のため、事業環境の変化により将来の成長を見込むことが難しいと判断した移動体通信関連事業から撤退し、市場の安定的かつ高い成長率が期待できるリユース関連事業に経営資源を集中させる体制へと移行いたしました。そのような状況の中で、当社は各チャネルにおいて取引先との関係強化および新規開拓に努め、来期以降の伸長を見据えた基盤の構築には一定の成果を得たものの、大型案件の一部不成立等の要因により、営業損失を計上する結果となりました。

これらの状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、当事業年度末日現在の現金及び預金が1,090百万円、当事業年度の販売費及び一般管理費が637百万円であることから、十分な運転資金を確保できていると判断しております。

また今後につきましては、当期に開拓した新規取引先との取引が本格化することによる業績への貢献が見込まれております。成長の見込まれるリユースモバイル端末の市場を中心に、チャネル別の戦略に基づき業績の改善に努めてまいります。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(7) 主要な事業内容（2023年10月31日現在）

① リユース関連事業

スマートフォン、タブレット、パソコン等の通信端末機器について、リユース品を中心として売買する事業であります。これらの機器が不要となった消費者や国内外の法人企業から同端末機器を買取り、当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて、商品査定、データの消去処理や外装のクリーニング等の処理を施した後、リユースモバイル端末として販売しております。

同事業においては、リユースモバイル端末を国内のMVNO事業者や国内外の卸売業者、一般法人企業等へ向けて販売するとともに、自社運営サイトおよび外部ECモールにおいて、個人向けのオンライン販売を実施しております。

- ② その他の事業
通信端末機器のレンタル事業等を行っております。

(8) 主要な事業所 (2023年10月31日現在)

事務所

大阪本社	大阪市北区
東京本社	東京都港区
モバイルリファビッシュセンター	大阪市北区

(9) 使用人の状況 (2023年10月31日現在)

① 使用人の状況 (事業区分別)

事業区分	使用人数(名)
リユース関連事業	23 (16)
管理部門	9 (3)
合計	32 (19)

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 使用人の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当事業年度末	前事業年度末比増減		
32名(19名)	31名減(1名増)	41.7歳	7.04年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は()内に、年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べて従業員数が31名減少しておりますが、その主な理由は運営店舗の事業譲渡および閉店によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	513,342千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年10月31日現在）

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,741,500株（自己株式12,105株含む） |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 2,279名 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 シ ョ ー ケ ー ス	2,310,000株	40.32%
兼松コミュニケーションズ株式会社	460,000	8.03
株 式 会 社 S B I 証 券	220,272	3.84
白 川 祐 輝	105,000	1.83
宮 崎 羅 貴	100,000	1.75
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	90,900	1.59
戸 部 貴 一	67,000	1.17
松 井 証 券 株 式 会 社	61,700	1.08
SOCIETE GENERALE PARIS/ BT REGISTRATION MARC/OPT	60,200	1.05
桜 田 美 希	55,500	0.97

(注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 持株比率は自己株式（12,105株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2022年12月27日
新株予約権の数	2,980個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 298,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり26,900円 (1株当たり 269円)
権利行使期間	2023年1月13日から2033年1月12日まで
行使の条件	<p>① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年10月31日現在）

地位および担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	永 田 豊 志	株式会社ショーケース 代表取締役社長
代表取締役社長COO	有 馬 知 英	一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事長
取 締 役 C F O	平野井 順 一	株式会社ショーケース 取締役CFO 株式会社Showcase Capital 代表取締役
取 締 役	高 橋 卓	株式会社ショーケース 顧問
取 締 役	加 藤 文 也	株式会社ショーケース 執行役員
取 締 役	村 井 守	
常 勤 監 査 役	茶 谷 喜 晴	
監 査 役	加 藤 清 和	弁護士 梅田総合法律事務所パートナー
監 査 役	安 倉 史 典	

- (注) 1. 取締役村井守は、社外取締役であります。
2. 取締役村井守は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役加藤清和および安倉史典は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役茶谷喜晴は、過去に当社の経理財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役加藤清和は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役安倉史典は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役村井守並びに監査役加藤清和および安倉史典を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分な報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定については、役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金および非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限の付された当社株式を交付し、当該取締役が、継続して、当社の取締役等の地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除することにより、譲渡制限付株式による株式報酬制度を運用することを目的とする。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

報酬は、固定の金銭報酬と役員退職慰労金である金銭報酬および非金銭報酬で構成する。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に分けて月例の固定金銭報酬として支払う。また、退職慰労金は、退職時に金銭報酬として支給する。

ヘ. 報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬等（非金銭報酬を含む）の額については、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	23,488 (4,620)	19,620 (4,620)	3,120 (-)	748 (-)	3名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13,593 (3,912)	12,411 (3,912)	1,182 (-)	- (-)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	37,081 (8,532)	32,031 (8,532)	4,302 (-)	748 (-)	6名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2023年1月27日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役6名(うち社外取締役1名)および監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
2. 無報酬取締役4名につきましては、含んでおりません。
3. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において年額1億4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

また、上記金銭報酬の範囲内で、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、取締役(社外取締役除く)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役2名)であります。

監査役の金銭報酬の額は、2004年7月29日開催の第16期定時株主総会において年額1,500万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役 村井守

- ・重要な兼職はありません。

② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 加藤清和

- ・梅田総合法律事務所パートナー弁護士であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役 安倉史典

- ・重要な兼職はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

	出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 村井 守	2023年1月27日就任以降当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。企業経営者としておよびガバナンスの見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。
社外監査役 加藤 清和	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 安倉 史典	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(※)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）および各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(6) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役永田豊志、有馬知英、平野井順一、高橋卓、加藤文也、村井守、監査役茶谷喜晴、加藤清和および安倉史典との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）補償契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,700千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、経理財務部門より必要な資料を入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画および四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,891,898	流動負債	745,945
現金及び預金	1,090,394	買掛金	21,690
売掛金	253,566	短期借入金	600,000
商品	527,920	1年内返済予定の長期借入金	39,996
貯蔵品	4,267	未払金	33,408
前払費用	9,087	未払費用	13,704
未収入金	1,035	未払法人税等	3,245
その他	5,626	未払消費税等	13,928
固定資産	25,720	預り金	8,846
有形固定資産	4,467	賞与引当金	4,350
レンタル資産	4,467	その他	6,775
投資その他の資産	21,253	固定負債	119,711
破産更生債権等	1,001	長期借入金	73,346
長期前払費用	198	役員退職慰労引当金	17,184
差入保証金	21,054	退職給付引当金	25,619
貸倒引当金	△1,001	資産除去債務	3,562
資産合計	1,917,619	負債合計	865,657
		純資産の部	
		株主資本	1,051,663
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,082,679
		資本準備金	724,520
		その他資本剰余金	358,158
		利益剰余金	△81,005
		その他利益剰余金	△81,005
		繰越利益剰余金	△81,005
		自己株式	△9
		新株予約権	298
		純資産合計	1,051,961
		負債・純資産合計	1,917,619

損 益 計 算 書

（自 2022年11月1日）
（至 2023年10月31日）

単位：千円

科 目	金 額	
売 上 高		4,089,201
売 上 原 価		3,636,585
売 上 総 利 益		452,616
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		637,960
営 業 損 失		185,344
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 手 数 料	600	
そ の 他	1,274	1,882
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,140	
為 替 差 損	1,706	
棚 卸 資 産 除 却 損	7,747	
新 株 予 約 権 発 行 費	2,754	
そ の 他	1,306	20,655
経 常 損 失		204,118
特 別 利 益		
受 取 賠 償 金	1,200	
事 業 譲 渡 益	135,431	136,631
特 別 損 失		
減 損 損 失	10,273	10,273
税 引 前 当 期 純 損 失		77,759
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,245	3,245
当 期 純 損 失		81,005

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

日本テレホン株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	武 本 拓 也
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤 本 亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本テレホン株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年12月22日

日本テレホン株式会社 監査役会

常勤監査役 茶 谷 喜 晴 ㊟

監 査 役 加 藤 清 和 ㊟

監 査 役 安 倉 史 典 ㊟

(注) 監査役 加藤清和および監査役 安倉史典は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号の変更

コーポレート・アイデンティティを新たに制定し、当社の目指すべき姿を明確にするため、「日本テレホン株式会社」から新商号「ReYuu Japan株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、定款第1号変更の効力発生日は、附則を設け2024年2月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

(2) 目的の追加

当社の今後の事業展開および事業内容拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(3) 招集権者および議長の変更

柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第14条（招集権者および議長）を変更するものであります。

(4) 取締役会の招集権者および議長の変更

柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第23条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>日本テレホン株式会社</u>と称し、英文では、<u>NIPPON TELEPHONE INC.</u>と表示する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>ReYuu Japan株式会社</u>と称し、英文では、<u>ReYuu Japan Inc.</u>と表示する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(商号変更の効力発生)</u></p> <p><u>定款第1条 (商号) の変更は、2024年2月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
<p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ～13. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～13. (現行どおり)</p> <p><u>14. 通信機器およびコンピューターソフトウェアの利用に関するコンサルティング</u></p>
<p><u>14. 上記各号に附帯する一切の事業</u></p>	<p><u>15. 上記各号に附帯する一切の事業</u></p>
<p>第3条～第13条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（招集権者および議長） 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第14条（招集権者および議長） 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第15条～第22条（条文省略）</p>	<p>第15条～第22条（現行どおり）</p>
<p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会において<u>指名する取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第24条～第46条（条文省略）</p>	<p>第24条～第46条（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名に際しましては、取締役会で審議し決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	なが た よし 永 田 豊 志 (1966年1月19日生)	1988年4月 株式会社リクルート 入社 2003年5月 株式会社スマートイメージ設立 代表取締役 2005年11月 株式会社ショーケース・ティービー（現 株式会社ショーケース） 代表取締役 2006年4月 同社 取締役 2015年4月 同社 取締役副社長 2016年3月 合同会社TRIPLEX 代表社員（現任） 2017年8月 株式会社Showcase Capital 代表取締役社長 2019年1月 株式会社ショーケース 代表取締役社長 2022年7月 当社 代表取締役会長CEO（現任） 2024年1月 株式会社ショーケース 代表取締役会長（現任）	一株
永田豊志氏は、グローバルな知見とともに、インターネット事業への深い知識、また、経営者としての豊富な経験と幅広い知見・見識を有しており、当社取締役として強いリーダーシップにより当社を牽引するとともに、多方面での意思決定に強く関わり、持続的企業価値向上を実現できる適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお、同氏は、株式会社ショーケースの代表取締役会長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献されております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	あり ま とも ひで 有馬 知英 (1973年11月19日生)	1996年10月 当社 入社 2014年9月 当社 リユース統括部長 兼 HKNT CO., LIMITED 董事 2015年7月 当社 取締役執行役員 第2営業本部長 2016年1月 当社 取締役執行役員 リユース部門管掌 兼 グローバル営業部門管掌 2019年2月 当社 取締役執行役員 リユース営業本部長 2022年6月 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事長 (現任) 2022年7月 当社 代表取締役社長COO (現任)	9,200株
<p>有馬知英氏は、当社のコア事業であるリユース事業において豊富な経験を有しており、既存事業の収益拡大や、新たな需要の創造に向けた取り組みに実績があります。これらのことから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、能力および企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	ひらの い じゅんいち 平野井 順一 (1976年1月9日生)	1998年4月 若築建設株式会社 入社 2016年10月 株式会社ソフトフロントホールディングス 入社 グループ業務推進室長 2018年6月 同社 取締役 2018年10月 同社 代表取締役社長 2019年6月 株式会社ショーケース 入社 経理・財務部 部長 2019年7月 同社 執行役員CFO 兼 経理・財務部長 株式会社Showcase Capital 執行役員CFO 2020年3月 ブラップノード株式会社 監査役 (現任) 2021年3月 株式会社ショーケース 取締役CFO 兼 コーポレート本部担当役員 2022年4月 株式会社Showcase Capital 代表取締役 (現任) 2022年7月 当社 取締役CFO (現任) 2024年1月 株式会社ショーケース 代表取締役社長 (現任)	一株
<p>平野井順一氏は、建設、アパレル、バイオ、ITなど幅広い業界でCFO、代表取締役の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見・見識を有しており、当社取締役として当社の管理部門を統括し、意思決定に強く関わり、持続的成長に貢献いただける人材と判断したため、取締役候補者としております。なお、同氏は、株式会社ショーケースの代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献されております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	たか はし たかし 高橋 卓 (1968年7月10日生)	2009年10月 株式会社ヒューマントラスト 取締役 2017年10月 エールスペック株式会社 専務取締役 兼 COO 2021年1月 CX0倶楽部株式会社 代表取締役 (現任) 2021年2月 株式会社ショーケース 顧問 (現任) 2022年7月 当社 取締役 (現任)	一株
<p>高橋卓氏は、法人営業を得意とし、上場会社を含む1,000社以上の法人（決裁者多数）とのネットワークがあり、新規事業や法人顧客をターゲットとしたビジネスを行う際に強力なサポートが期待でき、また、営業部門掌管の経営者としての知見・経験・実績が豊富で、営業視点での経営貢献ができる人材であり、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者としております。なお、同氏は、株式会社ショーケースの顧問であり、企業価値向上を実現するためにサポートされております。</p>			
5	かとう ふみ や 加藤 文也 (1985年10月12日生)	2009年4月 ばんせい証券株式会社 入社 2012年3月 株式会社CLOCK・ON 入社 2013年4月 株式会社CLOCK・COMMUNICATIONS 転籍 2015年5月 株式会社ショーケース・ティービー (現 株式会社ショーケース) 入社 WEB広告営業 2018年1月 同社 SaaS販売マネージャー 2019年1月 同社 広告・メディア事業本部長 (現任) 2022年7月 当社 取締役 (現任) 2023年7月 株式会社ショーケース 執行役員 (現任)	一株
<p>加藤文也氏は、スマートフォンメディア「bitWave」等の責任者であります。オウンドメディアを起点としたスマートフォン販売促進の観点で、当社のビジネスをグロスさせるための貢献ができる人材であり、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者としております。なお、同氏は、株式会社ショーケースの広告・メディア事業本部の担当執行役員であり、事業成長に貢献されております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	村井 守 <small>むらい まもる</small> (1954年12月12日生)	1979年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社) 入社 2009年6月 西日本電信電話株式会社 取締役 2011年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト(現 株式会社NTTマーケティングアクト ProCX) 代表取締役 2015年6月 テルウェル西日本株式会社 代表取締役 2018年6月 西日本電信電話株式会社 常勤監査役 2020年7月 日本通信機器株式会社 顧問(現任) 2021年4月 日本コムネット株式会社 社外取締役(現任) 2022年4月 株式会社AGEST 顧問(現任) 2023年1月 当社 取締役(現任)	一株
<p>村井守氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏はNTTグループにおいて取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験および知見を有しており、当社が目指す企業価値向上に向けた各種取り組みにおいて、経営企画分野や通信業界についての専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、引き続き、指名報酬委員およびガバナンス委員として当社の役員候補者選定や役員報酬の決定および内部統制・ガバナンスについて、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験がありますので、上記の理由より社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村井守氏は社外取締役候補者であります。
3. 村井守氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 候補者永田豊志氏は、当社親会社であります株式会社ショーケースの業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在および過去10年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位および担当（重要な兼職状況）」欄に記載のとおりであります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、永田豊志氏、有馬知英氏、平野井順一氏、高橋卓氏、加藤文也氏、村井守氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は村井守氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役茶谷喜晴が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
ちや たに よし はる 茶 谷 喜 晴 (1960年12月12日生)	1983年4月 日本エスアイシー株式会社 入社 1993年11月 タイヘイ株式会社 入社 1994年4月 当社 入社 2007年7月 当社 取締役執行役員 経営企画部長 2010年5月 当社 取締役執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2010年7月 当社 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2013年7月 当社 取締役執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2014年6月 当社 取締役執行役員 経理財務本部長 2014年9月 当社 取締役執行役員 経理財務本部長 兼 HKNT CO., LIMITED 董事長 2015年3月 当社 取締役執行役員 経理財務本部長 2016年7月 当社 常勤監査役 (現任)	5,600株
茶谷喜晴氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、経営企画部門や経理財務部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は茶谷喜晴氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は茶谷喜晴氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する(ただし、一定額に至らない場合を除く)補償契約を締結しており、候補者の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、一定額に至らない場合を除く)。茶谷喜晴氏が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案のとおり承認可決された場合は、各取締役および各監査役のスキルおよび経験は、以下のとおりとなる予定です。

役職	氏名	スキルおよび経験							
		経営戦略	企業経営 マーケティング 営業	D X	I C T	グローバル	関連業界 経験	会計 財務	人材 開発 人事
取締役 (社内)	永田 豊志	○	○	○	○				○
	有馬 知英	○	○	○	○				○
	平野井 順一	○					○	○	○
	高橋 卓	○	○					○	
	加藤 文也		○	○					
取締役 (社外)	村井 守	○	○	○				○	○
監査役 (常勤)	茶谷 喜晴	○					○	○	○
監査役 (社外)	加藤 清和								○
	安倉 史典	○	○						○

第4号議案 取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2023年12月22日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を本株主総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役1名および監査役1名に対し、それぞれ本総会終結時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしましたと存じます。

なお、支給時期は退任時とし、具体的金額および方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
有馬 知英	2015年7月	当社取締役
	2022年7月	当社代表取締役社長COO（現任）
茶谷 喜晴	2016年7月	当社常勤監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区天満橋一丁目 8 番30号
OAPタワー24階 A・B会議室
電 話 06-6881-6611



交通のご案内

- ・ JR大阪環状線「桜ノ宮」駅 西口より徒歩10分
- ・ JR東西線「大阪天満宮」駅 1番出口より徒歩15分
- ・ 地下鉄谷町線・堺筋線「南森町」駅 3番出口より徒歩15分